沖縄県知事 ⑽第00015号	佐和田商会
熊本県知事 ⑷第02256号	アセット
千葉県知事 ⑴第03877号	ＲＥＶＩＶＡＬ・ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ

平成24年６月12日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
沖縄県知事 ⑹第02265号	ＢＣ・ＵＳＥＤ・ＣＡＲ
沖縄県知事 ⑴第04172号	アシスト

次の理事が平成24年６月12日付で、公益理事を退任した。

役職	氏名
公益理事	勝部三枝子

次の理事が平成24年６月12日付で、会員理事を退任した。

役職	氏名
会員理事	野口　郷司

次の理事が平成24年６月12日第５回定時総会において、公益理事に選任された。

役職	氏名
公益理事	下谷内冨士子

次の理事が平成24年６月12日第５回定時総会において、会員理事に選任された。

役職	氏名
会員理事	山下　一

○内閣府公告（中央労働委員会の委員の候補者の推薦）第二号

中央労働委員会の委員の任期が平成二十四年十一月二日をもつて満了するため、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第二項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

１　労働組合法施行令第二十条第一項の使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式一の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

２　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式二の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書

３　推薦書類の提出期限

平成二十四年八月十日

４　推薦書類の提出先

厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室

（〒一〇〇―八九一六　東京都千代田区霞が関一―二―二　中央合同庁舎第五号館）

別記様式一

平成24年　　月　　日

内閣総理大臣　野田　佳彦　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名、国有林野事業を行う国の経営する企業

（代表者名）　　印

中央労働委員会の使用者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	現職	略歴	備考

㈱　備考欄に「一般企業担当委員」又は「特定独立行政法人等担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「使用者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「特定独立行政法人等担当委員」とは、「使用者委員のうち４人」の委員をいう。

別記様式二

平成24年　　月　　日

内閣総理大臣　野田　佳彦　殿

労働組合名（代表者名）

印

中央労働委員会の労働者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	現職	略歴	備考

㈱　備考欄に「一般企業担当委員」又は「特定独立行政法人等担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「労働者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「特定独立行政法人等担当委員」とは、「労働者委員のうち４人」の委員をいう。

公　　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年７月２日から１か月間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成24年７月６日

新潟地方法務局長　井原　弘之

記

氏名　齋藤　　茂

所属する土地家屋調査士会　新潟県土地家屋調査士会

登録番号　新潟第2122号

事務所の所在地　新潟県新潟市中央区美咲町一丁目４番15号

違反行為　本人確認義務違反等

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１項第２号の規定に基づき、平成24年７月２日から１か月、同法第３条第１項第１号から第３号までに規定する業務、及び同項第６号に規定する業務のうち、不動産の表示に関する登記についての業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成24年７月６日

新潟地方法務局長　井原　弘之

記

名称　土地家屋調査士法人中央グループ

主たる事務所　新潟県新潟市中央区美咲町一丁目４番15号

法人番号　新潟県土地家屋調査士会　11―0002

違反行為　本人確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月６日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　処分をした年月日　平成24年６月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アートホクストン株式会社　桑原　　悟　愛知県名古屋市中区丸の内３－６－27　国土交通大臣許可（般―21）第20663号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年６月１日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。